

「届出医療等の活用と留意点」(2024年度～2026年度版) 正誤及び追補

(2024. 9. 13 現在)

※本書発刊以降に厚労省から出された告示・通知の訂正などによる正誤・追補は、■印で示している。

頁	訂正箇所	誤	正
○ A000 初診料の注 10 機能強化加算			
92	上から2行 目	(実績期間 不要)	(実績期間 1カ月)
○ A000～A002 初診料・再診料・外来診療料の医療情報取得加算			
■102		<u>全頁差し替え</u>	<u>2頁に差し替え</u>
■108～109		<u>全頁差し替え</u>	<u>3～5頁に差し替え</u>
○ A001～A A002 初診料・再診料・外来診療料の看護師等遠隔診療補助加算			
118	上から13行 目	(実績期間 不要)	(実績期間 1カ月)
○ O100～O102 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)・(Ⅱ)、入院ベースアップ評価料			
■728～762			<u>6頁に、別添「ベースアップ評価料の届出の簡素化について」を追加</u>

最新の正誤表については、保団連 HP (<https://hodanren.doc-net.or.jp/>)
でも紹介していきますので、ご確認下さい。

保団連正誤表

<https://hodanren.doc-net.or.jp/>



A000～A002 初診料の注 15、再診料の注 19、外来診療料の注 10

医療情報取得加算（病院・診療所）【届出不要】

1. 概要

- a) オンライン資格確認を導入している保険医療機関において、患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して診療する体制を有し、施設基準を満たした保険医療機関において、受診した患者に対して、十分な情報を取得した上で診療した場合に算定できる。
- b) 以下の基準を満たす。
 - ア レセプトのオンライン請求を行っている。
 - イ マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行う体制を有している。
 - ウ 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している。
 - ① オンライン資格確認を行う体制を有している。
 - ② 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。
 - エ ウの掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している（2025 年 5 月 31 日まで経過措置あり）。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

2. 算定点数

(2024 年 11 月 30 日まで)

初診料

医療情報取得加算 1 3 点（月 1 回）

医療情報取得加算 2 1 点（月 1 回）

再診料・外来診療料

医療情報取得加算 3 2 点（3 月に 1 回）

医療情報取得加算 4 1 点（3 月に 1 回）

(2024 年 12 月 1 日から)

初診料

医療情報取得加算 1 点（月 1 回）

再診料・外来診療料

医療情報取得加算 1 点（3 月に 1 回）

届出・日常管理チェック表（医療情報取得加算）

右の日常管理欄を月 1 回点検して下さい。		日常管理
施設基準等	電子情報処理組織を使用した診療報酬請求（オンライン請求）を行っている。	<input type="checkbox"/>
	マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行う体制を有している。	<input type="checkbox"/>
	次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している。 ① オンライン資格確認を行う体制を有している。 ② 当該保険医療機関を受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。	<input type="checkbox"/>
	上記の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載している（2025 年 5 月 31 日まで経過措置あり）。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。	<input type="checkbox"/>

A000 初診料の注 16

医療DX推進体制整備加算（病院・診療所）

重点施設基準

1. 概要

- a) オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を実際の診療に活用可能な体制を整備し、また、電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービス等を導入し、医療DXに対応する体制を確保している医療機関で初診を行った場合に算定できる。
- b) 2科目初診料の場合は加算できない。
- c) 同一月に在宅医療DX情報活用加算又は訪問看護医療DX情報活用加算を算定した場合には、算定できない。
- d) 医療DX推進体制整備加算は、B001-2 小児科外来診療料、B001-2-7 外来リハビリテーション診療料、B001-2-8 外来放射線照射診療料、B001-2-11 小児かかりつけ診療料及び B001-2-12 外来腫瘍化学療法診療料に包括されず算定できる。
- e) 医療DX推進体制整備加算は、加算3の「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」未満でも届出ができ、加算1～3の利用率を満たした場合に該当する加算を算定する。また、加算3の利用率未満になっても取り下げる必要はない。

2. 算定点数

(2024年9月30日まで)

初診料

医療DX推進体制整備加算 8点（月1回）

(2024年10月1日から)

初診料

イ 医療DX推進体制整備加算1 11点（月1回）

ロ 医療DX推進体制整備加算2 10点（月1回）

ハ 医療DX推進体制整備加算3 8点（月1回）

届出・日常管理チェック表（医療DX推進体制整備加算）

（実績期間 1 カ月）※日常管理欄の太枠は、適時調査の重点確認事項である。

届出	左の届出欄をすべて満たすと届出が可能です。 届出後は、右の日常管理欄を月1回点検してください。	日常管理			
		1	2	3	
<input type="checkbox"/>	適格要件を満たしている（25 頁参照）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
施設基準等	<input type="checkbox"/>	オンライン請求を行っている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	オンライン資格確認を行う体制を有している。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	オンライン資格確認等システムの活用により、患者の薬剤情報、特定健診情報等を診療を行う診察室、手術室又は処置室等において、医師等が閲覧又は活用できる体制を有している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	電子処方箋により処方箋を発行できる体制を有している（経過措置：2025 年 3 月 31 日まで）。 ※届出時点で電子処方箋未導入の場合、導入予定年月を記載することとされているが、未定又は空欄であっても差し支えない（2024. 4. 12 厚労省事務連絡）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有している（経過措置：2025 年 9 月 30 日まで）。 ※2025 年 10 月 1 日以降に届出を行う場合に、届出書に記載する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 以下に掲げる事項について、保険医療機関の見やすい場所に掲示している。 ア 診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を閲覧又は活用して診療を実施している。 イ マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて医療を提供できるよう取り組んでいる。 ウ 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施している（経過措置：2025 年 9 月 30 日まで）。 <input type="checkbox"/> 上記の掲示事項について、2025 年 6 月 1 日以降は、原則として、ウェブサイトにも掲載する。なお、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、ウェブサイトへの掲載は不要である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/>	「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」（次頁参照）は、次を満たしている。 ア. 2024 年 10 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までは、15%以上である。 イ. 2025 年 1 月 1 日以降□2025 年 1 月 1 日以降は、30%以上である。	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」（下記参照）は、次を満たしている。 ア. 2024 年 10 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までは、10%以上である。 イ. 2025 年 1 月 1 日以降□2025 年 1 月 1 日以降は、20%以上である。		<input type="checkbox"/>	
	<input type="checkbox"/>	「レセプト件数ベースマイナ保険証利用率」（下記参照）は、次を満たしている。 ア. 2024 年 10 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までは、5%以上である。 イ. 2025 年 1 月 1 日以降□2025 年 1 月 1 日以降は、10%以上である。			<input type="checkbox"/>

	<p>【レセプト件数ベースマイナ保険証利用率等について】</p> <p>※1 レセプト件数ベースマイナ保険証利用率とは、医療DX推進体制整備加算を算定する月の3月前におけるマイナ保険証利用者数を、同月の患者数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう)</p> <p>※2 レセプト件数ベースマイナ保険証利用率は、医療DX推進体制整備加算を算定する月の3月前に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>※3 2024年10月1日から2025年1月31日までの間に限って、レセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、医療DX推進体制整備加算を算定する月の2月前の「オンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率」(同月におけるマイナ保険証による資格確認件数を同月のオンライン資格確認等システムの利用件数で除した割合であって、社会保険診療報酬支払基金から報告されるものをいう)を用いることができる。この場合、医療DX推進体制整備加算を算定する月の2月前のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のオンライン資格確認件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。</p> <p>※4 レセプト件数ベースマイナ保険証利用率については、医療DX推進体制整備加算1～3の基準を満たしていれば該当する点数を算定することが出来るものであり、地方厚生局長への届出を行う必要はない。</p>		
	<p>マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有している。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<p>届出書類</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>以下の届出書類が整っている。(提出は1通。届出書の写しを保管しておく)</p> <p><input type="checkbox"/> 「基本診療料の施設基準等に係る届出書」(別添7・49頁参照)</p> <p><input type="checkbox"/> 「医療DX推進体制整備加算の施設基準に係る届出書添付書類」(様式1の6・122頁参照)</p>

別添「ベースアップ評価料の届出の簡素化について」

厚労省は、2024 年 9 月 11 日にベースアップ評価料の届出様式を簡素化するとともに、特設ページをリニューアルした。

主な変更点は、次の通りである。詳細は、下記の「厚労省ベースアップ評価料 特設ページ」を参照いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

なお、引き続き 9 月改定前の届出様式を使つての届出も出来る。 9 月改定前の届出については、「届出医療等の活用と留意点」728 頁～762 頁を参照いただきたい。

1. 届出様式及び届出様式の記載例を更新した。

- (1) 下記のシートについて、対象職員の基本給等に係る事項の職種グループ別の記載箇所を削除した。
 - ① 「別添 計画書（無床診療所及びⅡを算定する有床診療所）」シート
 - ② 「別添 計画書（歯科診療所及びⅡを算定する有床診療所）」シート
- (2) ベースアップ評価料対象外職種の「給与総額」に関する項目を削除した。
- (3) 参考 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート（Ⅱを算定しない診療所向け）について、
 - ① 届出を行う月の選択方法を変更した。
 - ② 評価料（Ⅱ）を届け出ない場合、「対象職員の給与総額」の記載を不要とした。

2. 特設ページへの掲載内容の追加・更新

- (1) はじめて届出を行う医療機関向けの説明動画・資料を更新した。
- (2) 「ベースアップ評価料の届出書類の書き方」を追加した。
- (3) 届出様式の簡素化に関する説明動画・資料を追加した。
- (4) 評価料（Ⅱ）の追加届出に関する説明動画・資料を追加した。
- (5) 入院ベースアップ評価料の追加届出に関する説明動画・資料を追加した。
- (6) ベースアップ評価料賃金改善計画書計算ツールを更新した。